

『新商品の開発・改良をしたい』

中小企業販路開拓総合支援事業 市場投入支援

中小企業者が新商品を開発・改良する場合に、マーケティング専門家を活用し、市場ニーズに適合した製品化や製品のブラッシュアップを図ります。

対象となる方

県内に事業所を有し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者とする。

- ①製品又は技術が県や国に優れたものと認定された者(概ね 5 年以内)
- ②機構の支援メニュー(ステージアップ支援や生産現場改善等)を活用し、機構と継続的に経営革新や課題解決に取り組んでいる者(概ね 5 年以内)
- ③新たな技術等を活用し、上市を目指す者で、機構理事長が特に期待できると認めるもの。

対象となる製品

支援対象者が県内で生産・製造する製品等(食料品、技術、サービスも含む。)で次の項目に該当するもの。ただし、過年度に本事業を活用した製品等については、原則として対象外とする。

- ①市場投入前のもので、開発中の試作品や技術の応用により製品化及び上市を目指すもの
- ②市場投入済のもので、既存品の改良による製品化及び上市を目指すもの
- ③市場投入済のもので、新たな市場を目指すもの

支援内容

機構が委託する外部専門家(マーケティング専門家)のマーケティング調査活動を通して、中小企業者が開発中の製品や技術の応用又は既存品の改良による製品化を支援し、「マーケットインの製品」として製品等の効果的な上市を促進する。

募集期間

令和 7 年 4 月 22 日(火)～5 月 30 日(金)17:00 必着

利用方法

ご利用を希望される方は申請書類一式をご提出ください。
支援製品は審査委員会を経て決定します。
詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022—225—6697